

訪問看護ステーションわざケア運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、株式会社わざケアが事業趣旨にのっとり運営する訪問看護ステーションわざケア（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師（以下「主治医」という。）が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質の向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所がこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師、理学療法士・作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によらないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 訪問看護ステーションわざケア

(2) 所在地 宮城県仙台市太白区富田字上野西16番地6

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において、適宜職員を増減することができるものとする。

職 種	資 格	常勤	非常勤	備 考
管理者	看護師	1名	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	8名	1名	1名育休中
理学療法士		3名	0名	
作業療法士		5名	2名	1名育休中
事務職員		0名	2名	

(1) 管理者

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：看護師

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士

訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次に定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜から金曜までを営業日とする。(国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く)
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- (2) 事業所は、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書(又は介護予防サービス計画書)・障害者相談支援事業所が作成した居宅サービス計画書、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、関係各所に主治医の選定及び調整を依頼する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

医師の指示により、バイタルサインのチェック、病状等観察、療養指導、体位交換、栄養・食事の援助、排泄援助、整容・更衣の介助、保清、療養環境整備、認知症・精神障害ケア、社会資源調整、酸素管理、吸引・吸入、留置カテーテル交換・管理、褥瘡予防・処置、創傷処置、在宅中心静脈栄養、経管栄養の管理、人工肛門処置・管理、人工膀胱処置・管理、気管カニューレ管理、人工呼吸器管理、血糖値管理、服薬管理・指導、注射・点滴実施・管理、浣腸・摘便などを行う。

2 訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

医師の指示、当看護職員の定期的な訪問による状態の評価のもと、バイタルサインのチェック、病状の観察、精神面の健康状態の確認と助言、介助者の健康状態の確認と助言、再発の予防、日常生活動作の指導・訓練、身体機能の維持・改善のための訓練、福祉用具または補装具・住宅改修などの福祉制度利用の評価と相談、呼吸機能の維持・改善、趣味・社会参加促進のための助言、療養生活・家族への介護指導、精神的な支援などを行う。

(緊急時等における対処方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変及び緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講ずる。

2 看護師等は、前項において然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告を行う。

(利用料等)

第10条 事業所は、基本利用料として健康保険法又は後期高齢者医療制度及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険（健康保険法又は後期高齢者医療制度）

健康保険法又は後期高齢者医療制度に基づき自己負担割合に応じた額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額を介護負担割合証に応じて徴収する。

ただし、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

(1) 第6条第1項(1)(2)で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合（医療保険利用者のみとする）

(2) 作成した訪問看護計画書に定めた利用時間を超過した場合

(3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置

3 事業所は実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。ただし、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合に限る。

4 事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

5 やむを得ない事情がある場合を除き、利用者や家族等から訪問予定当日の午前9時までにキャンセルの連絡がない場合、利用料の全額を徴収する

(通常の訪問看護の実施地域)

第11条 通常の訪問看護実施地域は仙台市太白区・若林区、名取市とする。

(私費の訪問看護の利用料)

第12条 医療保険制度・介護保険制度の対象外の訪問看護サービスは別表に定めた利用料を徴収する。

(交通費は別途実費徴収とする)

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業者は、訪問看護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

2 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社わざケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和 6 年 4 月 1 日より運用を遡及する。